

【レインボーカラーズ耐久シリーズ 2026】
【鈴鹿ツインサーキット 特別規則書】 Ver1.0

第1章 総則	
第1条	特別規則の定義 本特別規則は、共通車両規則及び共通競技規則書に基づき定められるものであり、いずれかの会場において、異なる規則がある場合に定められる規則である。 各会場の特別規則は、共通車両規則及び共通競技規則書では決定することができない項目について定められる。その為、基本的に共通競技規則に則して実施されるが、そこでカバーできない範疇・項目については個別会場の特別規則書において定める本規則に従うこと。
第2章 公式練習又は有料スポーツ走行／予選	
第1条	(1) 公式練習は、タイムスケジュールの関係上、予選を兼ねる場合がある。 (2) フリー走行が実施される場合、出走は任意だが、可能な限り1ラップを行うこと(計時確認の為)。 (3) 予選については、出走してラップタイムが残らない場合は、決勝は最後尾スタートとする。複数台そうした車両がいる場合には、申込順でその順序を決定する。 (4) 車検終了後から公式練習、予選、決勝が開始されるまでの間は給油できない。 給油は、決勝スタート時より可能となる。
第3章 決勝スタート	
第1条	決勝のスタート位置 (1) スターティンググリッドはワンバイワン(1×1)とし、当初のスターティンググリッドのマーキング位置でのポールポジション位置を空きとし、2番グリッド位置を本耐久のポールポジション位置とする。 そこから奇数グリッドは左列、偶数グリッドは右列として順に、GT部門、K部門の順に、それぞれの部門での予選結果に基づく順位にて整列する。尚その際、各部門の先頭車両の前にそれぞれ、先導車が停止する。 (2) フォーメーションラップ終了後、先導車がピットインし、スタートライン(メインポスト及びメインシグナルのあるライン)を通過した瞬間に競技が開始される。 尚、その際に各車両自身のグリッド上を通過した上で、スタートラインを通過においてローリングスタートすること。 (3) グリーンフラッグが表示されても、そのラインを通過するまでは追い越してはならない。また、 スタートラインを通過するまでは、スタート時の2列の隊列を維持していなければならない。
第2条	スタート進行におけるシグナル表示 (1) 鈴鹿ツインサーキット(フルコース)においては、メインシグナル(スタートライン上のシグナル)消灯の状態コースイン(グリッド試走)となる。各ポストのフラッグ指示に従うこと。 (2) 赤旗中断等の場合を除き、シグナルは消灯のまま継続される。
第4章 ドライバー交代方法	
第1条	共通競技規則に準ずる。
第5章 義務ピットイン	
第1条	共通競技規則に準ずる。
第2条	ピットハンディ…共通競技規則に準ずる。
第6章 燃料・給油方法	
第1条	燃料保管、取扱いについて (1) 競技開催日、各チームは給油を各自で行うが、揮発性が高く危険を伴う作業である事に関わる全員が強く認識しなければならない。取扱について火気は厳禁とし、静電気や漏れ等もないようにすること。本章については各会場毎に異なる規則について記載する。 (2) 予備燃料の持込は各チームで行い、保管については、消防法に基づき、 携行缶1つを、ピットエリアの指定位置(ピット前側、ピットロード沿い側に)に置くこと。 (複数ある場合は、サービスカーの中等、別の場所に保管しておき、順に一つずつ使用すること) (3) 車検時に燃料の保管量、保管状態についても確認される。 (4) その他、共通競技規則に従うこと。

【INTENTIONALY BLANK】

	<p style="text-align: center;">ピット内の予備燃料保管場所</p> 
	
<p>第2条</p>	<p>給油作業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 共通競技規則を遵守した上で、以下の事を必ず守ること。 (2) ピット諸施設等の金属部分に触れて、静電気の低減又は除去を行ってから、作業にあたること。 (3) 空になった燃料携行缶も、確実に栓を閉め、漏れのないよう(揮発することのないよう)に保管すること。
<p>第7章 赤旗中断と再スタート</p>	
<p>第1条</p>	<p>赤旗要素となった車両の再コースイン方法</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 再コースインの際は必ずオフィシャルに申告し、車両の確認を受けなければならない。 (2) ピット以外の場所で作業を行った場合、ピットへ戻ろうとした時にSC導入または赤旗中断が継続している場合は、ピット側には戻れない場合がある。(ピットに戻るタイミングはオフィシャルの指示に従うこと。タイミングによっては、競技再開後に先導を終えたSCがピットインして、ピットロードの安全が確保された上でのピット前移動となる。) (3) <u>赤旗要素となった車両は、“義務ピットイン”の項目に定められた義務ピットイン可能な時間帯であり、ドライバー交代を行えば、ピットイン回数としてカウントが出来る。</u> (4) 洗車場で修理作業を行うことは許されるが、<u>ドライバー交代および、給油作業は行ってはならない。(ピット外の移動をメカニックが行ってもよいが、その後に乗るドライバーへの交代はピット前でいう)</u>
<p>第8章 ペナルティ</p>	
	<p>共通競技規則に準ずる。</p>

第9章 周回数ハンディキャップ

共通競技規則に準ずる。

第10章 トランスポンダ取付

車体後部、リアナンバープレートの上に、黒い面を下にしてガムテープ等でしっかりと固定すること。
(動いてしまうと正常に作動・計時されない事がある)
取付状態が悪く正常に計時できなかった場合、計時結果が反映されないので注意すること(原則として救済措置はなく、自己責任となり周回数はカウントされない)。

第11章 ピットロード走行方法、ピットイン方法

第1条

- (1) ピットレーン(ウェルカムゲートよりピットロードエンドまでの区間)は、アスファルト部であるピットファストレーンを走路とし、コンクリートエリアは作業レーン(作業エリア)として使用する。それに挟まれた部分は補助レーン(ウエイティングエリア)とする。
- (2) ピットレーンではファストレーンを走行すること。無暗にそれ以外の走路を走行してはならない。また、ファストレーンを走行する他の車両の進路を妨害してはならない。
- (3) ピットインする場合には、できる限りファストレーンを走行し、直前で自ピット前作業エリア又はピット内へ停車すること。(図参照) 自ピットより手前の3~4ピット分以内に留めること。

